

(11) 別府川

操業区域：次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く

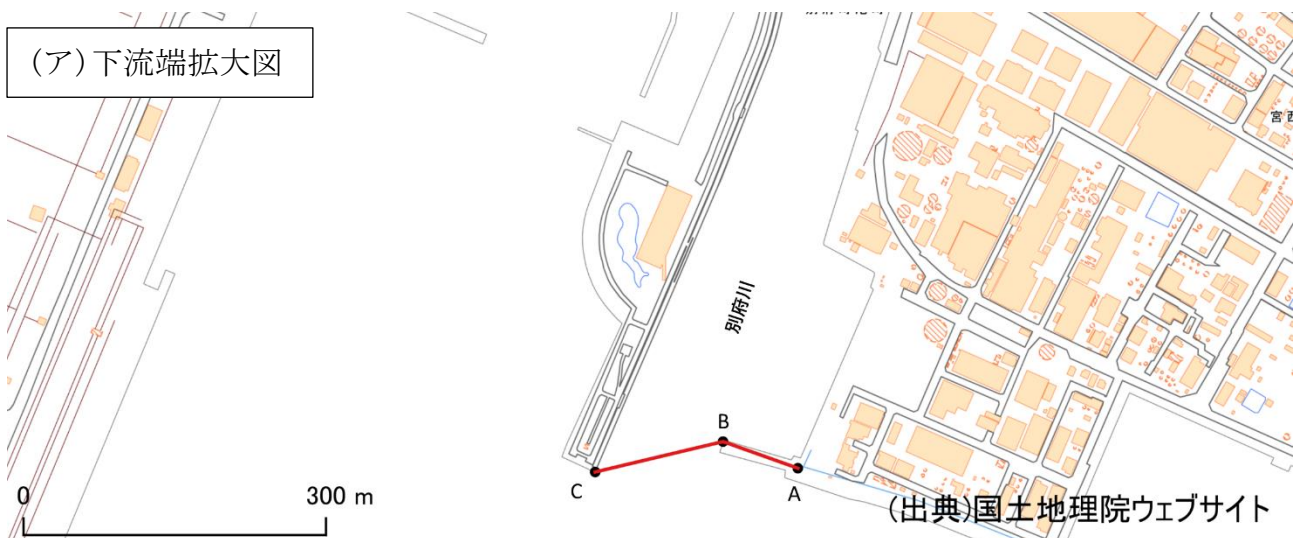
A 別府川河口左岸波除堤基部（北緯 34 度 42 分 55.6 秒、東経 134 度 50 分 49.9 秒）

B 別府川河口左岸波除堤突端北西角（北緯 34 度 42 分 56.3 秒、東経 134 度 50 分 47.5 秒）

C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角（北緯 34 度 42 分 55.5 秒、東経 134 度 50 分 43.4 秒）

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第 1 位までとしているため参考値

【参考】 [グーグルマップ](#) [リンク](#) (点A、B、C)



(注) 赤線：操業区域下流端（点A、B及びCを結んだ線）



(注) 赤線：水田川下流端（水田川排水機場水門下流端）